

平成 23 年 10 月 26 日

被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の  
調査研究事業のアンケート調査へのご協力をお願い

東日本大震災において被災された皆様に対し、謹んで御見舞い申し上げます。

現在、厚生労働省「平成 23 年度老人保健健康増進等事業」により「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」を株式会社富士通総研で実施しており、その一貫として標記のアンケート調査を実施いたします。

本調査研究事業は、被災された高齢者の方々が、復興に向かう過程でのさまざまな状況下でも適切な支援体制によってその人らしい日常生活を取り戻すことを目指すものであり、地域や広域での支援体制、そのための公共・事業者・住民でのパートナーシップのあり方等についての検討を行っております。得られた成果については、復興への何らかの一助となるだけでなく、今後の支援体制やまちづくり、事業や運営でも活用して頂くことを目指しております。

本調査研究事業では有識者の方々による検討委員会を設置し、検討を進めており、送付させて頂いたアンケート調査票は、今回の震災での実態を把握させていただくための重要な資料になるものと認識しております。アンケート調査は 3 種から成り、岩手県・宮城県・福島県の 3 県下の①全ての自治体様、②高齢者福祉施設様（全ての特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター・在宅介護支援センター）、③全ての社会福祉協議会様、に送付させて頂いております。

（参考 URL：<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/elderly-health/2011support.html>）

本調査の結果ならびに検討委員会での検討結果は、ホームページ上での公表のほか、3 月には東北地方にて報告会を実施し、その結果を報告させて頂くことを予定しており、活用して頂くことを想定しております。つきましては、ご多忙中の折に御手数をおかけいたしますが、是非ともご協力いただけますよう何卒宜しくお願いいたします。あわせて、現在ヒアリングを進めさせて頂いておりますため、お話を伺わせて頂く機会を頂けるようでしたら、最終頁にてお知らせくださるよう宜しくお願い申し上げます。

（ご記入上のお願）

- ご記入は、黒か青のボールペン又はサインペンをお使いください。
- お答えは、あてはまるものの番号に○をつけるか、（ ）に記入してください。

お手数ですが、同封の封筒にて**平成 23 年 11 月 7 日（月）まで**にご投函ください。（切手は不要です）

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

担当： 株式会社富士通総研 第一コンサルティング本部 金融・地域事業部  
名取、瀬戸  
電話： 03 (5401) 8386 FAX： 03 (5401) 8439

## 被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究

## アンケート調査票（自治体）

※ 調査票の記入にあたっては、「ご記入に際してのお願い」をご一読ください。

※ この調査票で記載している調査対象の「貴自治体」とは、封筒のあて名の自治体を示しています。

## 1. 貴自治体について

問1. はじめに、貴自治体の概要について教えてください（「貴自治体」とは、封筒のあて名の自治体となります）。

-1.貴自治体の住所	位置する県（1つに〇）	1 岩手県	2 宮城県	3 福島県
	位置する市町村（記入）	（ ）市・町・村		
-2.貴自治体の人口規模	平成23年1月1日時点	（ ）人		
-3.貴自治体の高齢化率	平成23年1月1日時点	（ ）%		

問2. 福祉避難所についてうかがいます。平成23年3月11日の東日本大震災（以下、「今回の震災」とします）の発生以前に、災害時に福祉避難所として開設できる施設を確保し、指定等を行っていましたか（開設に関する協定を福祉施設等と結んでいた場合も含む）。（1つに〇）

1 行っていた

2 行っていなかった

問2-1. 問2の1に〇をつけた方にうかがいます。災害時に福祉避難所として開設できる施設として、貴自治体では何箇所に対して指定等を行い、そのうち幾つの施設が今回の震災で福祉避難所として開設されましたか。また、今回の震災において新たに指定・開設がされた施設はありますか。（数を記入）

① 震災前に指定等を行っていた施設	（ ）箇所
② ①のうち、今回の震災で福祉避難所として開設した施設	（ ）箇所
③ 今回の震災で新たに指定し、福祉避難所として開設した施設	（ ）箇所

問2-2. 問2の2に〇をつけた方にうかがいます。今回の震災において新たに指定・開設をした施設はありますか。（数を記入）

今回の震災で新たに指定し、福祉避難所として開設した施設	（ ）箇所
-----------------------------	-------



## 2. 防災計画・連携体制等について

問3. 貴自治体では、東日本大震災の発生前にBCP（事業継続計画）は策定していましたか。（1つに○）

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1 震災前に策定していた           | 2 策定していなかったが、震災後に策定した |
| 3 策定していないが、今後策定する予定である | 4 策定しておらず、今後も策定の予定はない |
| 5 BCPが何だか知らない          |                       |

問4. 貴自治体では、災害時要援護者支援プランを策定していますか。（1つに○）

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 策定している              | 2 策定しているが見直し予定である |
| 3 現在は策定していないが、策定予定である | 4 策定しておらず、その予定も無い |

→ 問4-1. 問4の1、2に○をつけた方にうかがいます。今回の震災では、災害時要援護者支援プラン（災害発生時に災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するための計画）に基づいた行動ができましたか。（1つに○）

- |       |           |             |          |
|-------|-----------|-------------|----------|
| 1 できた | 2 おおむねできた | 3 あまりできなかった | 4 できなかった |
|-------|-----------|-------------|----------|

## ※要援護者

本調査票での「要援護者」は高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れた外国人等災害時に1人で避難が難しい住民、「要援護高齢者」は要介護高齢者と虚弱高齢者を指す。

問4-2. 問4の2に○をつけた方にうかがいます。具体的な見直し事項について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- |            |           |            |            |
|------------|-----------|------------|------------|
| 1 被害の想定    | 2 情報収集や広報 | 3 搬送体制     | 4 救援体制     |
| 5 介護体制の確保  | 6 他との相互支援 | 7 地域への支援体制 | 8 地域での連携体制 |
| 9 広域での連携体制 | 10 自主防災活動 | 11 物資確保・備蓄 | 12 避難経路や場所 |
| 13 その他（ ）  |           |            |            |

問5. 貴自治体では、災害時要援護者台帳や名簿等の登録制度の整備をされていましたか。（1つに○）

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 1 震災前より整備していた          | 2 整備していなかったが、震災後に整備をはじめた |
| 3 整備していないが、今後整備する予定である | 4 整備しておらず、今後も整備する予定はない   |
| 5 その他（ ）               |                          |

→ 問5-1. 問5の1に○をつけた方にうかがいます。災害時要援護者台帳や名簿等に登録するための要援護者情報はどのような方式※で収集していましたか。（1つに○）

- |            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 1 関係機関共有方式 | 2 手上げ方式 | 3 同意方式 |
|------------|---------|--------|

## ※要援護者情報を収集する「方式」について

(1) 関係機関共有方式: 地方公共団体の個人情報保護条例で、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用し、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等間で共有する方式。

(2) 手上げ方式: 要援護者登録制度の創設について、広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式であり、要援護者本人の自発的な意思に委ねている。

(3) 同意方式: 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が、要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式。

問6. 内閣府の「災害時の要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）では、避難所に要援護者の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、情報伝達等を実施するとともに、未確認の要援護者を自治体等に連絡し、救助確認作業を進める「要援護者班」の設置が求められています。  
 今回の震災以前において、貴自治体では、要援護者班に従事する団体等を確保していましたか。（1 つに〇）

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1 以前より確保    | 2 確保していなかったが、震災後に確保 |
| 3 確保していなかった | 4 わからない             |

問6-1. 問6の1、2に〇をつけた方にうかがいます。それはどのような団体等ですか。団体等・確認の状況・要援護者台帳等の提供状況について教えて下さい（1 つに〇）

①団体等 (あてはまるもの すべてに〇)	②確保の状況 (1 つに〇)	③災害時要援護者台帳や 名簿の提供 (1 つに〇)
1 自治会等の 自主防災組織	1 震災前より協定等で確保 2 震災前に確保していなかったが依頼 3 依頼していない 4 わからない	1 要援護者の同意の有無に係わらず平常時より共有 2 要援護者の同意がある場合は平常時より共有 3 同意が無い場合は災害発生時に提供 4 提供しない
2 民生委員	1 震災前より協定等で確保 2 震災前に確保していなかったが依頼 3 依頼していない 4 わからない	1 要援護者の同意の有無に係わらず平常時より共有 2 要援護者の同意がある場合は平常時より共有 3 同意が無い場合は災害発生時に提供 4 提供しない
3 社会福祉協議会	1 震災前より協定等で確保 2 震災前に確保していなかったが依頼 3 依頼していない 4 わからない	1 要援護者の同意の有無に係わらず平常時より共有 2 要援護者の同意がある場合は平常時より共有 3 同意が無い場合は災害発生時に提供 4 提供しない
4 地域包括支援 センター	1 震災前より協定等で確保 2 震災前に確保していなかったが依頼 3 依頼していない 4 わからない	1 要援護者の同意の有無に係わらず平常時より共有 2 要援護者の同意がある場合は平常時より共有 3 同意が無い場合は災害発生時に提供 4 提供しない
5 貴自治体内の 福祉施設	1 震災前より協定等で確保 2 震災前に確保していなかったが依頼 3 依頼していない 4 わからない	1 要援護者の同意の有無に係わらず平常時より共有 2 要援護者の同意がある場合は平常時より共有 3 同意が無い場合は災害発生時に提供 4 提供しない



問7. 被災時における広域での連携体制についてうかがいます。今回の震災以前より、貴自治体では、大規模災害下でも事業を継続するために、広域（異なる県等）で利用者の受入れや職員の派遣を行うことができる連携体制を構築されていませんか。（1つに〇）

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1 震災前から構築していた          | 2 構築していなかったが、震災後に構築した |
| 3 構築していないが、今後構築する予定である | 4 構築しておらず、今後も構築の予定はない |
| 5 構築する必要を感じない          | 6 その他（ ）              |

問7-1. 問7の1～3に〇をつけた方にうかがいます。その広域での連携先（想定含む）は、どのようなところですか。（あてはまるものすべてに〇）

- |             |          |                      |
|-------------|----------|----------------------|
| 1 自治体による協定先 | 2 事業者団体※ | 3 1、2以外のつながりで連携する事業所 |
| 4 特に想定していない | 5 あてがない  | 6 その他（ ）             |

※「事業者団体」について

ここでは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等、各介護事業者の連合組織を指す。

問7-2. 引き続き、問7の1～3に〇をつけた方にうかがいます。その広域連携を行う際の調整機能は、どこが担うことを想定していますか。（1つに〇）

- |                |              |              |
|----------------|--------------|--------------|
| 1 自治体（県）       | 2 自治体（市町村）   | 3 地域包括支援センター |
| 4 社会福祉協議会（市町村） | 5 社会福祉協議会（県） | 6 事業者団体      |
| 7 その他（ ）       |              |              |

## 3. 東日本大震災で実施された地域内の支援と広域の支援の状況

～ 在宅の要援護高齢者への支援についてうかがいます ～

問8. 貴自治体内の在宅の要援護高齢者の安否確認や状況の把握には、いつ頃着手しましたか？（1つに○）

- 1 被災から2日後      2 被災から1週間後      3 被災から2週間程度      4 被災から1ヶ月程度  
5 被災から1ヶ月以降      6 実施していない

問9. 貴自治体内の在宅の要援護高齢者の安否確認や状況の把握は、主に誰が行いましたか？（1つに○）

- 1 自治体職員      2 ケアマネジャー      3 民生委員      4 地域包括支援センター  
5 社会福祉協議会      6 自治会      7 その他（      ）

～ 避難所の要援護高齢者への介護サービス提供についてうかがいます ～

問10. 避難所に避難していた在宅の要援護高齢者の介護サービスは、主にどのように提供されていましたか。（1つに○）

-1. 3月11日の被災時から 4月中旬頃まで	1 ヘルパー等の介護事業者が派遣されてサービスを行っていた 2 家族や避難者同士の助け合いでカバーされていた 3 その他（      ）
-2. 4月中旬頃から6月中旬頃 まで	1 ヘルパー等の介護事業者が派遣されてサービスを行っていた 2 家族や避難者同士の助け合いでカバーされていた 3 その他（      ）

問11. 避難所に避難していた在宅の要援護高齢者の介護サービスを支援するため、厚生労働省が他県から介護職員を派遣しようとしていましたが、このような支援は必要でしたか。（1つに○）

- 1 必要だと思う  
2 同じ地域の人同士で行う方がよいと思う  
3 その他（      ）

問12. 福祉避難所に避難していた在宅の要援護高齢者に対する介護サービスは、主にどのように確保していましたか。（1つに○）

- 1 特別養護老人ホーム等の施設が福祉避難所だったため、施設に任せた  
2 ヘルパー等の介護事業者を派遣してサービスを行っていた  
3 家族や避難者同士の助け合いによって確保していた  
4 その他（      ）

問13. 在宅の要援護高齢者に対し、避難所から福祉避難所への移動や、介護・医療サービスの利用等へのコーディネートについては、主に誰が行っていたのでしょうか。（1つに○）

1 市町村	2 都道府県	3 市町村の社会福祉協議会
4 県の社会福祉協議会	5 地域包括支援センター	6 事業者団体
7 わからない	8 その他（	）

～ 広域での要援護高齢者の支援体制についてうかがいます ～

問14. 大規模な災害等によって地域全体の機能が失われ、貴自治体内の施設が利用者にサービス提供することが困難となって他施設への移動の必要が生じる、または災害を受けた他自治体の施設から要援護高齢者の受入れを求められる等の要援護高齢者の支援体制については、どうあるべきと考えますか。以下項目に対するご意見を教えてください。（あてはまるもの1つに○）

	そう思う	大体そう思う	あまり思わない	そう思わない
-1 施設が被災した場合を想定した要援護高齢者の移動・受入れ等に関する体制づくりは必要だ	1	2	3	4
-2 要援護高齢者の移動・受入れ等は、各施設で考えるべきだ	1	2	3	4
-3 あらかじめ自治体間で要援護高齢者の移動・受入れ等に関する協定等を結んでおくべきだ	1	2	3	4
-4 あらかじめ施設間で要援護高齢者の移動・受入れ等に関する協定等を結んでおくべきだ	1	2	3	4
-5 多少環境や体制が不十分でも、基本的にはもともとの施設で要援護高齢者は見るべきだ	1	2	3	4
-6 早めに見極め、必要な場合は速やかに要援護高齢者の受入れ等を進めるべきだ	1	2	3	4
-7 要援護高齢者の受入れ先は、遠くても以前から利用している施設と同じ種類の施設であることが大事だ	1	2	3	4
-8 要援護高齢者の受入れ先は、近ければ以前から利用している施設と違う種類の施設であってもよい	1	2	3	4
-9 要援護高齢者の受入れ先は、同じ事業者団体等に属している施設がよい	1	2	3	4

問15. 広域での要援護高齢者の支援体制を考えると、施設間の要望のマッチング、移動・受入れの調整は、どのように行われるべきと考えますか。（1つに○）

1 市町村による調整	2 都道府県による調整	3 市町村の社会福祉協議会による調整
4 県の社会福祉協議会による調整	5 地域包括支援センターによる調整	6 事業者団体による調整
7 施設間協定等の相手先との調整	8 施設間による直接交渉	9 そうしたものは不要
10 その他（		）



～ 広域での介護体制確保のための支援体制についてうかがいます ～

問16. 大規模な災害等によって地域全体の機能が失われ、貴自治体内の施設に他施設からの職員の受入れの必要が生じる、または災害を受けた他自治体から職員の派遣を求められる等の介護体制確保のための支援体制について、どうあるべきと考えますか。以下に対するご意見を教えてください。（あてはまるもの1つに○）

	そう 思う	大 体 そう 思う	あ ま り 思 わ な い	そ う 思 わ な い
-1 施設が被災した場合を想定した職員の派遣・受入れ等に関する体制づくりは必要だ	1	2	3	4
-2 職員の移動・受入れ等は、各施設が考えるべきだ	1	2	3	4
-3 あらかじめ自治体間で職員の派遣・受入れ等に関する協定等を結んでおくべきだ	1	2	3	4
-4 あらかじめ施設間で職員の派遣・受入れ等に関する協定等を結んでおくべきだ	1	2	3	4
-5 多少環境や体制が不十分でも、基本的には従来からの職員で施設は運営すべきだ	1	2	3	4
-6 早めに見極め、必要な場合は速やかに職員の受入れ等を進めるべきだ	1	2	3	4
-7 職員の受入れ先は、遠くても現在勤務している施設と同じ種類の施設であることが大事だ	1	2	3	4
-8 職員の受入れ先は、近ければ現在勤務している施設と違う種類の施設であってもよい	1	2	3	4
-9 職員の移動・受入れは、同じ事業者団体等に属している施設間がよい	1	2	3	4
-10 派遣される職員には、あらかじめ災害時派遣の訓練を行っておくことが必要だ	1	2	3	4
-11 各職種から成るチームで派遣され、そのチームだけで自立した活動ができることが望ましい	1	2	3	4

問17. 広域での要介護高齢者の支援体制を考えると、施設間の要望のマッチング、移動・受入れの調整は、どのように行われるべきと考えますか。（1つに○）

1 市町村による調整	2 都道府県による調整	3 市町村の社会福祉協議会による調整
4 県の社会福祉協議会による調整	5 地域包括支援センターによる調整	6 事業者団体による調整
7 施設間協定等の相手先との調整	8 施設間による直接交渉	9 そうしたものは不要
10 その他（		）



医療には、DMATという災害時医療派遣チームによる広域での支援体制の仕組みがあります。DMATは、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームであり、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、急性期の大規模災害等の現場で活動できる機動性を有する等、専門的な訓練を受けた医療チームです。DMATは自治体の災害拠点病院を中心に設置されています。今回の震災では、広域的調整体制として介護職員の派遣・要援護者の社会福祉施設への受入れが厚生労働省より示されましたが、被災地のニーズ把握やマッチング等の課題が残ります。また、広域の支援体制の一つとして、亜急性期までの活動を視野に入れた「災害時介護派遣チーム」の必要性が考えられます。

問18. 「災害時介護派遣チーム」は、どのような職種で構成されていることが望ましいと考えますか。望ましいと考える職種の上位3つを教えてください。（3つまで○）

- |           |       |        |         |         |
|-----------|-------|--------|---------|---------|
| 1 ケアマネジャー | 2 相談員 | 3 ヘルパー | 4 理学療法士 | 5 作業療法士 |
| 6 保健師     | 7 看護師 | 8 医師   | 9 その他（  | ）       |

問19. 被災地のニーズ把握やマッチング、「災害時介護派遣チーム」の派遣調整等を行うのに効果的なのは、どのような方法でしょうか。（1つに○）

- |                  |                   |                    |
|------------------|-------------------|--------------------|
| 1 市町村による調整       | 2 都道府県による調整       | 3 市町村の社会福祉協議会による調整 |
| 4 県の社会福祉協議会による調整 | 5 地或包括支援センターによる調整 | 6 事業者団体による調整       |
| 7 施設間協定等の相手先との調整 | 8 施設間による直接交渉      | 9 そうしたものは不要        |
| 10 その他（          |                   | ）                  |

#### 4. 仮設住宅でのサポート体制について

厚生労働省では、東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進しています

問20. 貴自治体には、サポート拠点を設置している・もしくは設置が計画されている仮設住宅は10月1日時点でどの程度ありますか。（計画含む）

（ ）箇所

問21. サポート拠点の運営者には、どのような主体が想定されていますか。（あてはまるもの全てに○）

- |                 |                |             |
|-----------------|----------------|-------------|
| 1 貴自治体による直接運営   | 2 社会福祉協議会（市町村） | 3 社会福祉法人    |
| 4 NPO・ボランティア団体等 | 5 介護事業を行う営利法人  | 6 住民による自主運営 |
| 7 わからない         | 8 その他（         | ）           |

問21-1 問21で2～8に○をつけた方にうかがいます。サポート拠点の運営者は、どのように決めることになっていますか。（あてはまるもの全てに○）

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1 適切な主体を貴自治体から指名 | 2 事業者に対し、提案プロポーザル等を実施 |
| 3 特に決めていない       | 4 その他（                |

問22. サポート拠点では、介護保険によるサービスの提供も視野に入れていますか。（1つに○）

1 想定している

2 想定していない

問 22-2 に進んでください

→問 22-1 問 22 で 1 に○をつけた方にかがいます。それは、どのような介護保険によるサービスですか（予防給付を含む）。（あてはまるもの全てに○）

1 訪問介護

2 訪問入浴介護

3 訪問看護

4 訪問リハビリテーション

5 通所介護

6 通所リハビリテーション

7 その他（

）

問 22-2 問 22 で 2 に○をつけた方にかがいます。想定していない場合、それは主にどのような理由からですか。（1つに○）

1 既存の事業所等を利用することを想定

2 事業所を設置するほどのスペースが取れない

3 ニーズが確認できていない

4 設置するまでの必要性を感じない

5 その他（

）

問23. 今回設置しているサポート拠点は、将来的に地域包括ケア体制の拠点となること等を意識したものとなっていますか。（1つに○）

1 意識している

2 特に意識していない

→問 23-1 問 23 で 2 に○をした方にかがいます。それは主にどのような理由からですか。（1つに○）

1 まちづくりの計画が検討途中であり、住宅地の場所が不明である

2 新しい住宅地として想定されている場所から離れている

3 別の場所で地域包括ケアの拠点づくりをしている（想定している）

4 あくまで仮設住宅のみのサポート拠点と考えている

5 その他（

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。